

農地法第5条許可申請に必要な添付書類一覧

- ※ 第5条許可く *他人所有の農地を「譲受（所有権移転）」て農地以外に転用する場合
*他人所有の農地を「借受（賃貸借権又は使用貸借権設定）」て農地以外に転用する場合

申請に必ず必要な書類

※還付が必要な場合は、原本を提示した上で写しを提出してください。

- ☐ ① 申請書
- ☐ ② 申請土地登記簿謄本（全部事項証明書）※登記官印が付された、交付日より3か月以内のもの
※照会番号付き不動産登記情報（発行日より100日以内）でも可
- ☐ ③ 申請地の地籍図（公図）
- ☐ ④ 申請地の位置図（1/2,500程度）
- ☐ ⑤ 建築施設の配置図（土地利用計画図）※排水計画等を記載
- ☐ ⑥ 建築施設の平面及び立面図（建築面積計算表を記載）
- ☐ ⑦ 被害防除計画書及び図面（対策を施していることがわかる土地利用計画図でも可）
- ☐ ⑧ 見積書・資金計画調達書（土地代金も含める）
- ☐ ⑨ 申請者本人名義の預金残高証明書、預金通帳又は融資証明書
※資金証明に係る書類は、申請提出日より1か月以内のもの
※写しのみを提出する場合は、申請者本人による原本証明が必要です
※預金通帳の写しのみを提出する場合は、表紙と最新の取引が記載されたページが必要です
- ☐ ⑩ 誓約書

場合によって必要な書類

- ☐ 1. 申請地が土地改良区内の農地 ⇒ 土地改良区理事長の農地転用意見書
※（北川〔走出・甲弩〕、尾坂池〔尾坂、関戸、吉田、今立、園井ほか〕、山口、大井、笠岡湾干拓地）
該当の有無は、各土地改良区にお問い合わせください
申請地が土地改良区外の田 ⇒ 池係、水利組合の農地転用意見書
- ☐ 2. 申請人が市外の方の場合 ⇒ 住民票（個人番号の記載が省略されているもの）
- ☐ 3. 申請人が法人の方の場合 ⇒ 法人登記簿謄本（全部事項証明書）又は定款（写しの場合は原本証明を）
- ☐ 4. 農地改良（盛土）をする場合 ⇒ 農地改良工事計画書
- ☐ 5. 他法令の許可を要する場合
↳これを了している書面又はその写し（申請中の場合は申請書の写し）
例）※開発許可（1,000㎡以上の開発行為をする場合）
※道路・水路等の占用許可（建設管理課より取得）
- ☐ 6. 資材置場を設置する場合 ⇒ 資材置場に関する調書
- ☐ 7. 登記簿謄本の所有者住所が現住所と異なる場合 ⇒ 戸籍の附票又は不在住（不在籍）証明書
- ☐ 8. 申請地に所有権以外の権原に基づく耕作者がいる場合 ⇒ その耕作者の同意を示す書面
↳農地法第18条解約通知書等
- ☐ 9. 申請地の登記簿謄本に地上権・永小作権・質権・賃貸借権・仮登記等が登記されている場合
↳権利者の抹消同意書又は転用同意書（原則抹消後の申請となります）
- ☐ 10. 農家住宅又は農業用施設の建築+申請者が市外に農地を所有している場合
↳耕作証明書（農業者であることが申請の必要条件であるため）
- ☐ 11. その他、申請内容によって事務局が提出を依頼する書類（隣地同意書・貸借契約書等）

※土地登記簿謄本、法人登記簿謄本（全部事項証明書）、住民票等は交付日より3ヶ月以内のものを提出